別表六の二（七）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

各連結法人における特別試験研究費の額 (14の計)又は(17の計)	1	円	(5)のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る当期税額控除額 ((5)と別表六の二(七)「6」のうち少ない金額)	6	円
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		(5)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る当期税額控除額 (((5)－(6))と別表六の二(七)「7」のうち少ない金額)	7	
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(18)の合計)	3		税額控除割合が30%である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(6) \times \frac{(18)}{(3)}$	8	
各連結法人の税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	4		税額控除割合が25%である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(7) \times \frac{(19)}{(4)}$	9	
当期税額控除額 (別表六の二(七)「14」)	5		(8)及び(9)の試験研究以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $((5)-(6)-(7)) \times \frac{(1)-(18)-(19)}{(2)-(3)-(4)}$	10	
			特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (8)＋(9)＋(10)	11	

特別試験研究費の額の明細

	旧措法第68条の9第6項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
連結親法人事業年度が平成31年4月1日前に開始した連結事業年度の場合	12	13	14
	第1号・第2号		円
	第1号・第2号		
	第1号・第2号		
	第1号・第2号		
	第1号・第2号		
	計		

	措法第68条の9第7項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
連結親法人事業年度が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度の場合	15	16	17
	第1号・第2号・第3号		円
	第1号・第2号・第3号		
	第1号・第2号・第3号		
	第1号・第2号・第3号		
	第1号・第2号・第3号		
	計		

(14の計)又は(17の計)のうち(12)又は(15)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	18	
(17の計)のうち(15)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	19	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）